

預かり保育について

- 1号認定を受けて幼稚園、認定こども園を利用する子どもで施設における教育時間を超えて、預かり保育を利用する場合の利用料が無償化されます。

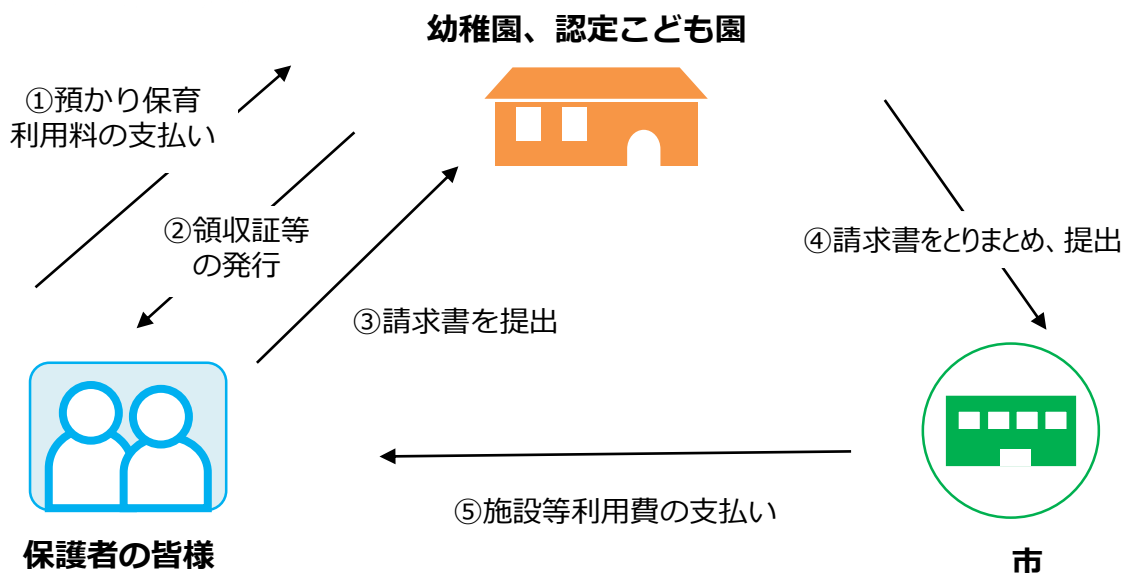
(ただし、事前に保育を必要とする認定を受けていただくことが必要です。)

・上限額：日額450円、月額1.13万円

※満3歳児クラスの子どもについての預かり保育の利用料は、無償化されません。3歳児クラスになったら、無償化の対象となります。

※ただし、住民税非課税世帯の満3歳児クラスの子どもについては、預かり保育の利用料が無償化されます。

【償還払いについて】



- 請求書に領収証を添付して、提出してください。
※請求書の様式は、後日、施設を通じて配します。
- 請求は、3か月ごととなります。(年4回)

対象月	請求	支払い
4、5、6月	7月上旬	7月下旬
7、8、9月	10月上旬	10月下旬
10、11、12月	1月上旬	1月下旬
1、2、3月	4月上旬	4月下旬

問い合わせ先: 佐世保市保育幼稚園課

TEL: 0956-24-1111 (内線: 5422)

くわしくは、佐世保市のホームページをご覧ください。

佐世保市 無償化

検索

